

## 一級建築士の懲戒処分の基準の見直しに関する意見（趣旨）

### （意見 1）表 1 のランク表に関して

今回懲戒事由として追加された行為のうち、建築物の実体違反や消費者権利を侵害するような行為以外の次の行為については、処分ランクは 4 以上では過重あり、1 ないし 2 に見直ししていただきたい。

- 20．定期講習受講義務違反
- 31．重要事項説明義務違反
- 32．建築士免許証等の不提示
- 50．重要事項説明の欠落

なお、既定の懲戒事由行為についても全体のバランスを考え、見直ししていただきたい。

（理由）

- ・ランク 4 は業務停止 1 ヶ月の処分相当で、ほとんどの事務所は事実上経営難に陥る恐れがあるレベルであり、その結果は当該建築士、建築士事務所だけでなく、業務を依頼した建築主や関連業者にも多大な影響と混乱を与え、そのランクは相当重いものである。
- ・建築物の実体違反や、消費者権利を侵害するようなものでない行為は、標準処分レベルをいきなり、4 という業務停止レベルに置くのではなく、1 ないし 2 の文書注意や戒告レベルに置いていただきたい。悪質なものは個別事情によるランクの加算で十分対応可能であるが、基本を 4 とすることは、その行為で業務停止 1 ヶ月が原則となってしまい、これは極めて酷である。
- ・上記の行為は他の懲戒事由行為、例えば、22．無登録業務のランク 4、25．管理建築士不設置のランク 4、43．建築確認対象法令違反のランク 3～6、51．その他の不誠実行為ランク 1～6、5．違反設計、違反適合確認（倒壊等の重大な違反を除く）のランク 6 などに比べ、過重であり、バランスを欠いていると思われる。
- ・ランク表に例示されている 5 1 個の行為は、43．51．の 2 つの行為を除き全て 4 ランク以上であり、その結果、法律上規定された文書注意もしくは戒告の処分が空振りとなり、業務停止 1 ヶ月以上がほとんど全てとなっているのは、過重である。これは法律の主旨を越えていると考えられるので、改めて全項目について処分のバランスを再検討する必要がある。

### （意見 2）表 1 の備考 20. の定期講習受講義務違反の説明をわかりやすい記述に修正されたい。

（理由）

- ・属する建築士が定期講習を「特段の理由なく繰り返し一定期間内に受講しなかった場合」とあるが、繰り返すとは何回程度、また一定期間内とはどの程度を想定しているのか不明である。また、繰り返してないが、一定期間内に受講しなかった場合には処分の対象となるのか。また、その処分ランクはどの程度か不明である。
- ・属する建築士が定期講習を受講していない場合、建築士でない開設者に対する処分はどのようになるのか、不明であり、明らかにされたい。

### （意見 3）基準本文の 4 の（4）過去に処分等を受けている場合の取扱いについて

過去の処分歴を加算する考え方は理解できるが、軽微なものと重大なもの全てを過去の年限に関らず加算することは過重である。例えば、業務停止以上の処分歴については 10 年間を、それ以外については 5 年間の処分歴を対象にするなどして、機械的に加算することを避け、過重な処分とならないように検討していただきたい。

（理由）

- ・処分後なんら、処分事由に該当せず適正に業務を行っている場合、軽微なものも含めた過去の処分歴を永久的に加算していくことは厳しすぎるのではないかと考える。